

平成18年度の固定資産税納付方法

1月号でお知らせしましたように、平成17年度までは旧3町ごとに固定資産を課税していましたが、平成18年度からは旧3町の資産を統合して課税台帳を作成し、さつま町として課税することとなります。

合併した旧3町に、それぞれ資産をお持ちの方でさつま町内に居住されている方につきましては、居住地（旧宮之城町・旧鶴田町・旧薩摩町）に居住地以外の旧2町の資産を統合し課税台帳を作成します。

これに伴い、旧3町ごとに納付方法を指定されていた場合、居住地の納付方法を優先させるため、これまでと納付方法が変更される場合が生じます。

【例1】

旧宮之城町に居住され、納付方法を旧町全て口座振替に指定されていた場合

居住地	納付指定
旧宮之城町	A金融機関口座
旧鶴田町	B金融機関口座
旧薩摩町	C金融機関口座



新町での納付方法
A金融機関口座から振替られます

※申し出によりB金融機関・C金融機関への変更も可能です。

【例2】

旧宮之城町に居住され、納付方法を旧宮之城町のみ納付書納付に指定されていた場合

居住地	納付指定
旧宮之城町	納付書納付
旧鶴田町	A金融機関口座
旧薩摩町	B金融機関口座



新町での納付方法
納付書による納付となります

※申し出によりA金融機関・B金融機関への変更も可能です。

【例3】

旧宮之城町に居住され、納付方法を旧町全て納付書納付に指定されていた場合

居住地	納付指定
旧宮之城町	納付書納付
旧鶴田町	納付書納付
旧薩摩町	納付書納付



新町での納付方法
納付書による納付となります

このように、居住地の納付方法を優先して納付していただくため居住地以外の納付指定は無効となります。納付方法が変更される方には文書でお知らせしますので確認をお願いします。

農家の皆さまへ 経営所得安定対策等大綱 その②

今回は、「品目横断的経営安定対策」の概要についてお知らせします。これまで全農家を対象とした品目ごとの価格対策から、一定の「担い手」に対象を絞り経営全体に着目した対策へ移行し、平成19年産から導入されます。

◆対象となる「担い手」は……

1. 認定農業者（4ha以上）
2. 集落営農（20ha以上）経営の実体を有する（一定の条件を全て満たす）組織
 - 注1 一定の条件 農用地の利用集積目標 規約の作成 経理の一元化
主たる従事者の所得目標 農業生産法人化計画の作成
 - 注2 中山間地域や複合経営などには、経営規模の特例があります。



◆支援の内容は2種類です

1. 諸外国との生産状況格差を是正するための補てん（ゲタ対策）【対象品目 麦、大豆】
2. 収入の変動の影響を緩和するための補てん（ナラシ対策）【対象品目 米、麦、大豆】

◆経営規模として算入できる面積

対象者が権原を有する農地基本台帳の現況地目「田」と「畑」の面積の合計。

作業受託のうち

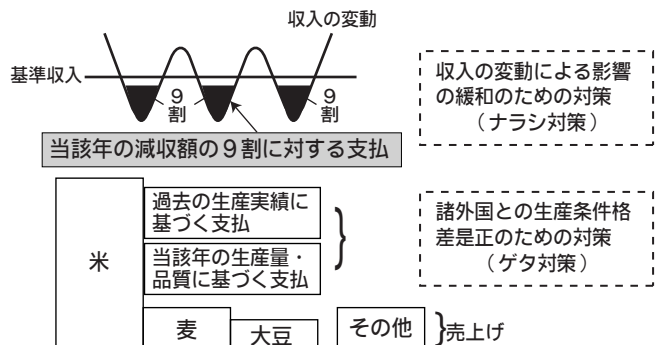
主な基幹作業を受託し、

（水稲では耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀）

収穫物についての販売名義を有し、

販売収入の処分権を有している

場合には、経営規模として算入できます。



次回は、米の生産調整支援策の見直しについてお知らせします。

※このほか、産地づくり交付金が交付される予定。